

	ガソリンを販売する 物品販売店舗	原動機を使用する作業 を行う施設	危険物（第一石油類の場合） の貯蔵又は処理に供する設 備
第一種低層住居 専用地域	×		
第二種低層住居 専用地域	×		
第一種中高層住 居専用地域	2 階以下かつ床面積 500 m <sup>2</sup> 以内	タイヤ交換、オイル交換 等のサービスのみ可能 ※注 1	1000 リットル以下 ※注 2
第二種中高層住 居専用地域	2 階以下かつ床面積 1500 m <sup>2</sup> 以内	タイヤ交換、オイル交換 等のサービスのみ可能 ※注 1	1000 リットル以下 ※注 2
第一種住居地域	床面積 3000 m <sup>2</sup> 以内	作業場面積 50 m <sup>2</sup> 以下か つ 1.5 k w 以下 (※注 3) の空気圧縮機	1000 リットル以下 ※注 2
第二種住居地域	○	作業場面積 50 m <sup>2</sup> 以下か つ 1.5 k w 以下 (※注 3) の空気圧縮機	1000 リットル以下 ※注 2
準住居地域	○	作業場面積 150 m <sup>2</sup> いか つ 1.5 k w 以下 (※注 3) の空気圧縮機	1000 リットル以下 ※注 2
近隣商業地域	○	作業場面積 300 m <sup>2</sup> 以下	2000 リットル以下 ※注 2
商業地域	○	作業場面積 300 m <sup>2</sup> 以下	2000 リットル以下 ※注 2
準工業地域	○	○	10000 リットル以下 ※注 2
工業地域	○	○	○

注 1：ガソリン販売に付随して、小規模に行う自動車の洗車、点検、タイヤ交換、オイル交換等のサービスの提供を行うものは、「自動車修理工場」に該当しないが、作業場面積は 50 m<sup>2</sup>以内とする。（原動機を使用する場合、その出力の合計が 0.75KW以下のものに限る。）

注 2：タンクの容量（地下貯蔵を除く。令 130 条の 9 第 1 項 参照）

注 3：但し書きあり（令 130 条の 8 の 3）

備考 建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例 2013 年度版 P162	西宮市建築基準法取扱い基準 2010.04.01 2015.12.01 改正
--	--